

確約書の提出について

平成26年4月に一部改正された「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」において、貸切バスの利用者に対して、入札又は見積競争に参加する事業者が安全コストを含んだ届出運賃を基に金額を積算している旨の確認を促す内容が記載されました。

つきましては、本区において、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 取扱いについて

平成28年5月1日以降、入札又は見積競争により実施する「一般貸切旅客自動車運送事業に係る案件」では、入札書・見積書の提出時に確約書の提出が必要となります。

確約書の添付がない場合は、原則として当該者の入札を無効とします。また、確約書に記載が次に掲げる場合に該当したときは、原則として当該確約書を提出した者の入札を無効とします。

- (1) 入札者の提出者名の誤記がある場合（誤字、脱字等の軽微な不備は除く）
- (2) 件名の誤記がある場合（誤字、脱字等の軽微な不備は除く）

入札又は見積競争後に本確約書に違反することが判明した者は、入札又は見積競争の無効、指名停止措置、契約解除等を行うことがあります。

2 様式

別添のとおり

3 提出方法

- (1) 電子入札サービスで入札又は見積競争を実施する場合

電子入札の「入札書（見積書）」画面において、確約書を添付してください。添付できるファイルはエクセル、ワード及びPDFのみとなります。再度入札時には、改めて添付する必要はありません。

落札者には確約書原本を提出していただきます。

- (2) (1) 以外の場合

持参による提出を認めている案件は、入札書（見積書）とあわせて直接提出してください。その場合は、各案件の決められた日時までに必ず持参してください。

4 適用時期

平成28年5月1日以降に実施する「一般貸切旅客自動車運送事業に係る案件」から適用します。